

## 居宅介護支援 重要事項説明書

### 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし目標を設定して計画的にサービスを提供します。その際に、利用者の意思・人格を尊重し、その選択に基づき、また多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように、中立公正な立場で調整を図ります。

### 2. 事業者の内容

#### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名 居宅介護支援事業所多摩川苑

所在地 東京都日野市万願寺1丁目16番の1

介護保険指定番号 東京都 1373500030

サービスを提供する地域 日野市全域

上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談頂けます。

#### (2) 事業所の従業者体制

事業所の管理・運営全般

ー常勤管理者、介護支援専門員 1名（兼任）

居宅介護支援に関する業務 ー介護支援専門員 3名以上

#### (3) 営業時間

平日 月～金曜日 9:00～17:00

休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）

但し、緊急時は24時間、連絡可能です。

### 3. サービスの内容

#### 1. 居宅サービス計画の作成

#### 2. 居宅サービス事業者との連絡・調整

#### 3. サービス実施状況の評価

#### 4. 利用者状態の把握

テレビ電話通信装置、その他の情報通信機器を活用する場合があります。

#### 5. 給付管理

#### 6. 要介護認定申請に対する協力・援助

#### 7. 相談業務

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

要介護または要支援を受けられた方は、介護保険制度から事業者へ全額給付されるので自己負担はありません。ただし、利用者の保険料の滞納等があった場合、事業所から居宅介護支援提供証明書を発行いたします。この証明書を後日、日野市役所介護保険課介護保険係に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。居宅介護支援の利用料は、下記の通りです。

- ① 居宅介護支援…要介護 1・2 の場合：12,000円／月  
要介護 3・4・5 の場合：15,591円／月
- ② 初回加算…新規に居宅サービス計画を作成した場合、もしくは要介護度状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合、3,315円／月を加算。
- ③ 特定事業所加算（Ⅲ）…当事業所は中重度者や地域包括支援センターからの支援困難ケースへの積極的な受け入れ体制を整えております。さらに専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施すべく研修計画を立て実行しております。当事業所は常勤の主任介護支援専門員1名、介護支援専門員を3名以上で支援いたします。3,569円／月
- ④ 入院時情報連携加算（Ⅰ）…病院又は診療所へ入院日以内に、必要な情報提供を行った場合：2,762円／月を加算。
- ⑤ 入院時情報連携加算（Ⅱ）…病院又は診療所へ入院後翌日または翌々日に、必要な情報提供を行った場合：2,210円／月を加算。
- ⑥ 退院退所加算…退院退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合  
(カンファレンスへ参加しなかった場合)  
連携1回目：4,972円 連携2回目：6,630円  
(カンファレンスへ参加した場合)  
連携1回目：6,630円 連携2回目：8,287円 連携3回目：9,945円
- ⑦ 緊急時カンファレンス加算…医師又は看護師と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合、2,210円／回を加算。
- ⑧ 通院時情報連携加算…利用者が医療機関で診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を

受けたうえで、居宅サービス計画に記載した場合、552円／月を加算。

## (2) 交通費

サービスを提供する地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。交通費をいただく場合は、利用者または家族に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）していただきます。

## 5. 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者のケアプランに位置付ける居宅サービス事業所は、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置づけた理由を説明し、速やかにサービスが利用できるように支援いたします。

## 6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、その計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

## 7. 業務継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとしします。

## 8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます

## 9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 感染症の対応

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等、取り

組みます。

#### 1 1. 虐待、身体拘束の防止

利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち身体拘束をしない支援の実施に努めます。

#### 1 2. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

#### 1 3. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

#### 1 4. ハラスメント対策

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務をふまえて、ハラスメント対策に取り組みます。

#### 1 5. 苦情相談窓口

##### ①当事業所相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情（担当介護支援専門員の変更希望を含む）および居宅サービス計画に基づいて提供されているサービスについてのご相談・苦情を下記にて承ります。

居宅介護支援事業所多摩川苑

住所：日野市万願寺 1-16-1

窓口担当者： 中西 成美 電話 042-582-1672

##### ②その他

以下の相談・苦情窓口等にも苦情を伝える事が出来ます。

日野市役所 介護保険課介護給付係

住所：日野市神明 1-12-1

電話：042-514-8519

東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導課

介護相談窓口

住所：千代田区飯田橋 3-5-1 東京都区政会館 11 階

電話：03-6238-0177

③苦情解決第三者委員

公正中立の立場で、苦情を受け付け相談に乗っていただける委員です。  
その際は、施設を通じてご連絡をいたします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

<事業者>

名称 居宅介護支援事業所多摩川苑  
指定事業者番号1373500030  
説明者氏名

印

所在地 日野市万願寺1丁目16番の1

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け同意いたしました。

<利用者> 氏名

印

住所

<家族> 氏名

印

利用者との続柄 ( )

住所

<代理人> 氏名

印

利用者との続柄 ( )

住所